

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年3月31日(2022.3.31)

【公開番号】特開2021-74173(P2021-74173A)

【公開日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2021-023

【出願番号】特願2019-201951(P2019-201951)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 315 A

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月23日(2022.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主制御基板と、

前記主制御基板にハーネスを介して接続される複数の機器中継基板と、

前記主制御基板又は前記機器中継基板とハーネスを介して接続された複数の入出力装置と、を備え、

前記主制御基板は、接続中継基板とハーネスを介して試験装置に接続可能であり、

前記複数の機器中継基板は、少なくとも第1中継基板と、第2中継基板と、を有し、

前記主制御基板と前記複数の機器中継基板間は、

前記主制御基板と前記第1中継基板とをハーネスを介して接続する第1接続経路と、

前記主制御基板と前記第2中継基板とをハーネスを介して接続する第2接続経路と、を有し、

前記主制御基板は、

前記第1接続経路を介して、前記複数の入出力装置に含まれる出力装置への出力信号を出力可能であり、前記第2接続経路を介して、前記複数の入出力装置に含まれる入力装置からの入力信号を入力可能であり、

前記第1接続経路を流れる前記出力信号と、前記第2接続経路を流れる前記入力信号と、を中継するように前記接続中継基板がハーネスを介して接続されることで、前記出力信号及び前記入力信号に基づいた試験信号を前記試験装置と入出力可能となり、

前記第1中継基板から前記主制御基板に出力する信号は、前記第2接続経路を経由し、

前記接続中継基板は、

特別役物に係る役物連続作動装置の作動状態を表す特別役物に係る役物連続作動装置中信号と、

遊技媒体の投入が可能な状態で駆動する投入要求ランプの駆動状態を表す投入要求ランプ信号と、を前記試験装置に出力可能であり、

前記主制御基板は、

遊技終了後、前記特別役物に係る役物連続作動装置作動となる遊技に対する前記投入要求ランプ信号がオンになるタイミングまでに前記特別役物に係る役物連続作動装置中信号をオンにする

ことを特徴とする遊技機。

40

50

## 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】削除

## 【補正の内容】

## 【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0 0 0 3】

従来、中継基板を介して主制御基板を試験装置に接続可能な遊技機が特許文献 1 に提案されている。

## 【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0 0 0 4】

【特許文献 1】特開 2003 - 210796 号公報

10

## 【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0 0 0 5】

上述したような従来の遊技機のように、遊技機と試験装置とを接続する場合、中継基板を介して接続するのが一般的だが、遊技性等の遊技機の仕様に応じた中継基板を用意する必要がある。

## 【手続補正 6】

30

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0 0 0 6】

本発明は、遊技機の仕様が変わったとしても、中継基板を変更することなく、また、最低限の変更により試験装置と接続することが可能な遊技機を提供することを目的とする。

## 【手続補正 7】

40

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0 0 0 7】

本発明に係る遊技機は、

主制御基板（主制御基板 7 1）と、

前記主制御基板にハーネスを介して接続される複数の機器中継基板（キャビネット側中継基板 4 4、ドア中継端子板 6 8、リール中継端子板 7 4）と、

前記主制御基板又は前記機器中継基板とハーネスを介して接続された複数の入出力装置（入出力装置 4 0 1 等）と、を備え、

前記主制御基板は、接続中継基板（IF 1）とハーネスを介して試験装置（試験機 4 0 2）

50

)に接続可能であり、

前記複数の機器中継基板は、少なくとも第1中継基板(キャビネット側中継基板44)と、第2中継基板(ドア中継端子板68)と、を有し、

前記主制御基板と前記複数の機器中継基板間は、

前記主制御基板と前記第1中継基板とをハーネスを介して接続する第1接続経路と、

前記主制御基板と前記第2中継基板とをハーネスを介して接続する第2接続経路と、を有し、

前記主制御基板は、

前記第1接続経路を介して、前記複数の入出力装置に含まれる出力装置への出力信号を出力可能であり、前記第2接続経路を介して、前記複数の入出力装置に含まれる入力装置からの入力信号を入力可能であり、

前記第1接続経路を流れる前記出力信号と、前記第2接続経路を流れる前記入力信号と、を中継するように前記接続中継基板がハーネスを介して接続されることで、前記出力信号及び前記入力信号に基づいた試験信号を前記試験装置と入出力可能となり、

前記第1中継基板から前記主制御基板に出力する信号は、前記第2接続経路を経由し、前記接続中継基板は、

特別役物に係る役物連続作動装置の作動状態を表す特別役物に係る役物連続作動装置中信号と、

遊技媒体の投入が可能な状態で駆動する投入要求ランプの駆動状態を表す投入要求ランプ信号と、を前記試験装置に出力可能であり、

前記主制御基板は、

遊技終了後、前記特別役物に係る役物連続作動装置作動となる遊技に対する前記投入要求ランプ信号がオンになるタイミングまでに前記特別役物に係る役物連続作動装置中信号をオンにする

構成を有している。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、遊技機の仕様が変わったとしても、中継基板を変更することなく、また、最低限の変更により試験装置と接続することが可能な遊技機を提供することができる。

10

20

30

40

50